



市民の市民による市民のための事業を募集します

市民活動支援補助金(ステップアップコース)

〔申込・問合せ〕 本庁コミュニティ課コミュニティ・生涯学習グループ 四(23)5111(内線4613)

市民活動支援補助金

(ステップアップコース)とは

公益的活動を行う市民活動団体などが、地域活性化のために自ら企画し、実施する公益的な事業に対して交付する補助金です。

対象となる事業

- ▼ 次の条件を満たす事業が対象です。
- ▼ 地域活性化のために、応募団体自らが企画・立案・実施する市民活動
- ▼ 事業の内容、時期、経費などが、当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めたもの
- * 詳しくは、問い合わせください。

応募できる団体

- ▼ 次の全てを満たす団体であること
- ▼ 構成員が5人以上
- ▼ 構成員の過半数が、本市に住所を有すること
- ▼ 公益の増進に寄与する活動を行う任意団体、または特定非営利活動法人など
- ▼ 活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っていること

*ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。

- ▼ 地区コミュニティ協議会または自治会
- ▼ 宗教活動などを目的とする団体
- ▼ 政治活動などを目的とする団体
- ▼ 暴力団員が構成員に含まれる団体
- ▼ またはその暴力団員の統制下にある団体
- ▼ 性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

補助の対象となる経費

- ▼ 事業の実施において直接必要となる経費が対象となります。
- * 団体の経常的な管理運営経費は、補助の対象となりません。
- ▼ また、次に該当する経費も対象となりません。
- ▼ 構成メンバーによる会合の飲食または親睦に要する経費
- ▼ 構成メンバーに対して支払われる人件費など
- ▼ 記念品、金券などの購入経費
- ▼ 備品購入費、施設整備または改修などに要する経費
- ▼ 不動産の取得などに要する経費

補助金の額・補助の限度額

補助の対象となる経費に、補助回数(※)に応じた補助率を乗じて得た額を補助金の額とします。

ただし、補助の対象となる経費から補助の対象となる事業の実施により得られる収入を差し引いて得た額が、補助回数に応じた補助率を乗じて得た額を下回る場合は、収入を差し引いて得た額とします。

1件当たり100万円を補助金の上限とします。(千円未満切捨)

なお、薩摩川内市提案公募型補助金の交付を受けた事業(団体)は、同補助金の交付を受けた回数を、本補助金の回数に通算します。

補助回数に応じた補助率

- ▼ 1回目 8割
- ▼ 2回目 6割
- ▼ 3回目 5割
- ▼ 4回目 3割

応募方法

次の関係書類に、必要な事項を明記の上、平成28年2月5日(金)までに、本庁コミュニティ課まで送付、または直接持参してください。

- ▼ 《関係書類》
- ▼ 市民活動支援補助金申込書

- ▼ 事業計画書・事業収支計画書
- ▼ 団体に関する調査
- ▼ 団体構成員名簿
- ▼ 他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況
- * 関係書類の様式は、本庁ホームページ(<http://www.city.satsumaseandai.jp/>)からダウンロードできるほか、本庁コミュニティ課、各支所地域振興課地域振興グループ、または地区コミュニティセンターにも備え付けてあります。

その他

必要に応じて、その他の関係書類を提出してもらうことがあります。提出された一切の書類は返却しませんので了承ください。

市民活動支援補助金の応募に際し、市に提出された書類の記載事項全てが、原則として公開の対象となります。

スケジュール(予定)

- 2月下旬 1次審査(書類審査)
 - 3月中旬 2次審査(公開プレゼンテーション)
 - 4月 補助事業決定の発表
- * 応募団体による事業内容

* 本補助金には、設立間もない団体(おおよそ3年未満)を支援する「スタートアップコース」もあります。(平成28年4月頃に募集予定)

12月は地球温暖化防止月間です

1997年12月に、京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議のこの会議をきっかけに、12月は「地球温暖化防止月間」と定められています。本市の施設でも、地球温暖化防止に向けた節電の取り組みを継続します。

【問合せ】 本庁環境課環境政策グループ 四(23)5111(内線2721)

地球温暖化って、なんだろっ?

地球に降り注ぐ太陽の熱は、地球の表面を温め、地球自体も宇宙へ熱を放出しています。大気中には、この熱の一部を吸収し、地球を温かく保つてくれる「温室効果ガス」と呼ばれる気体が存在します。このガスの量が適度であれば、地球全体の気温は程よく保たれ、生物にとって快適な環境となります。

昨今では、この温室効果ガスの量が、増加過ぎ、大気中に熱がこもることで、地球全体の平均気温が上昇する現象が起きています。この状態を「地球温暖化」といいます。

温暖化が進むとどうなるの??

- ① 海面水位の上昇による陸地の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数などの増加 など

どうして温室効果ガスが増えたの??

温室効果ガスの中で、環境への影響が最も大きいといわれているのが「二酸化炭素(以下「CO₂」)です。このCO₂は、電気を作るとき、車を動かすとき、こみを燃やすときなどに排出されます。私たちが含む生物が生きていく上で、必ず発生するものですが、文明の近代化に伴い、化石燃料(石油や石炭など)が過度に使用されるようになったことで著しく増えました。

温暖化対策で、私たちに何ができるの??

私たちが生活スタイルを見直すことで、温室効果ガスの排出を減らすことができます。その取り組みの一例を紹介しましょう。

① 省エネの取り組み

一人ひとりが問題意識を持ち、省エネについて考えることが大切です。日常生活で消費する石油、電力、ガスなどのエネルギーを効率よく利用する「省エネ」に取り組みましょう。

例えば:

- ・ エネルギーの無駄遣いを減らす
- ・ 省エネ型の機器を選ぶ
- ・ 移動時に徒歩や自転車を利用する

② ごみ減量の取り組み

※ごみを減らすことも地球温暖化防止に役立ちます。

3Rの取り組みを実行しましょう。

「3R」とは

- ① ①ごみを減らす 排出抑制 (Reduce:リデュース)
- ② ②繰り返し使う 再使用 (Reuse:リユース)
- ③ ③リサイクル 再生利用 (Recycle:リサイクル)

まずは、身近にできることからCO₂排出を削減し、地球温暖化防止に努めましょう。

今冬も節電に協力ください

市民および事業者の方々の協力により、夏場の電力不足はありませんでした。

協力ありがとうございました。



夏場に引き続き、今冬も市民生活、事業活動などに支障のない範囲で、節電への取り組みに協力ください。

節電の期間は、12月1日(火)から3月31日(木)までの平日の8時~21時です。
* 12月29日(火)から12月31日(木)を除く

★冬場の節電の取り組み例★

- **重ね着**
重ね着で体感温度を上げて、暖房器具の使用を減らしましょう!
- **家族団らん**
家族みんなで一緒に過ごして、無駄な電気や暖房器具の使用を減らしましょう!

●「でんき予報を活用ください」九州電力(株)のホームページで、本日・明日・週間の「でんき予報」により、需給状況に関する情報提供を行っています。

電力需給状況が厳しくなると予想される場合には、需給状況と節電の協力を、随時メールで周知しています。詳細は、次のアドレスで確認してください。

- 【携帯版】 <http://kyuden.jp/>
- 【パソコン版】 <http://www.kyuden.co.jp/>

● 節電について紹介しています

- ▼ 環境省ホームページ
- ▼ 「みんなで節電アクション」
- ▼ 経済産業省ホームページ
- ▼ 節電ポータルサイト「節電 go.jp」

節電に取り組む際の体調管理には十分注意しましょう。